

## ～串間市の農家の皆様へ

肥料価格高騰対策事業において、化学肥料低減の取組を行った上で前年から増加した肥料価格の7割を支援金として交付します！

(国の算定方式により)

### (1) 補助対象者

- a. 農産物の販売実績のある農業者(経営主)(R3 確定申告者)
- b. 認定新規就農者(青年等就農計画の認定を受けていること)
- c. 化学肥料低減に向けた取組ができること。(取組要件有)

注)商系肥料購入生産者につきましては、上記条件のほか、5名以上の任意組合を設立させる必要があり、役員・会計事務従事者等を担えることを予め同意できることを条件に申請いただきます。

### (2) 申請受付時の提出書類

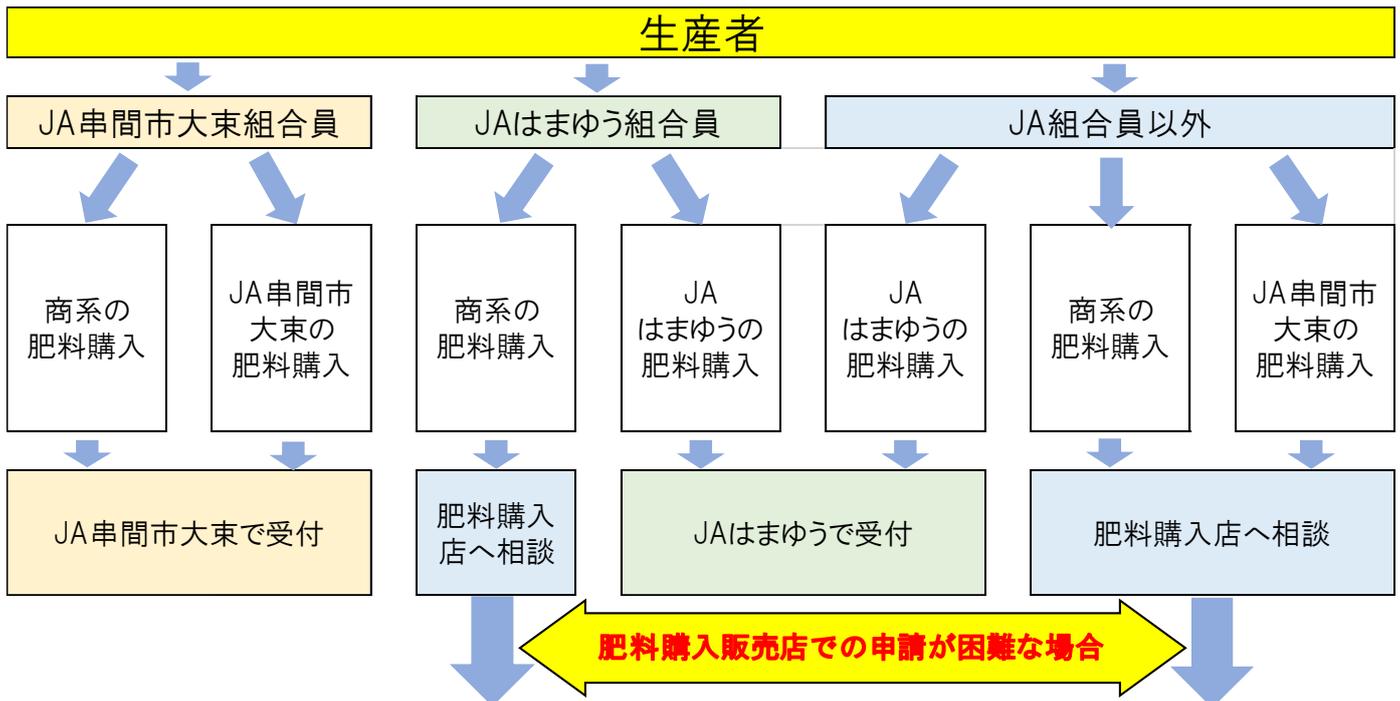
- a. 令和3年分確定申告書(写し)(JAの青色申告会会員及び秋肥申請で提出済みの生産者は不要)
- b. 令和4年11月から令和5年5月までに購入した春肥の肥料費の領収書もしくは請求書(変更厳禁)に、購入者名(経営主)、数量・単価・金額・品名(肥料登録内容がわかる資料等を添付)・日付・購入先(住所・電話番号・販売店名と代表者名)が記載されていること。

注)数量・単価・品名・日付・購入先が不明の場合対象外

注)肥料法により肥料として登録されていない資材は対象外

- c. 支援金入金先通帳のコピー(表紙、1ページ目、2ページ目)  
(秋肥申請で提出済みの生産者は不要)

(3) 串間市肥料価格高騰対策事業推進体制図(肥料購入先等で対応が変わります。)



肥料購入販売店での申請が困難な方は…

- ①5名以上の任意組合を設立する必要があります。
- ②組合で必要な書類一式を作成の上、申請をお願いします。
- ③必要な書類や提出期限は下記受付時に説明し、配布しますのでご相談ください。  
 なお、書類に不備がある場合は、受理できなくなりますのでお気をつけください。

(4) 申請受付日時

日程	場所	地区	時間
2/1(水)	JA大東本所2階大会議室	大東	10時～11時30分
			13時30分～15時
2/2(木)	JA大東本所2階大会議室	大東	10時～11時30分
			13時30分～15時
2/3(金)	JA大東本所2階大会議室	大東	10時～11時30分
			13時30分～15時
2/6(月)	串間市役所市木公民館	市木	10時～11時30分
2/7(火)	JAはまゆう串間支所2階	都井	10時～11時30分
		北方	13時30分～15時
2/8(水)	JAはまゆう串間支所2階	本城	10時～11時30分
		福島	13時30分～15時

※お問い合わせ先

串間市農業振興課園芸特産係 55-1150